

26 葛子育第146号
平成26年5月1日

各課・局・室長 あて

子育て支援部

制度改革担当課長 今井 直紀

「(仮称) 葛飾区子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う
事業調査について (依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

現在、子育て支援部では、平成27年度から5年を一期とした本区の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、区長の附属機関である「葛飾区子ども・子育て会議」にて、子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)に基づく事項について先行して議論を開始している状況です。

一方、次世代育成支援対策推進法に基づく「葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)」(以下「次世代後期計画」という。)の計画期間は平成26年度末までとなっています。

そのため、次世代後期計画を発展させ、かつ、新法の趣旨を踏まえた本区の子ども・子育て支援の総合計画を策定する必要があります。

つきましては、(仮称) 葛飾区子ども・子育て支援事業計画(平成27~31年度)(以下「子育て支援事業計画」という。)を策定するため、下記のとおり、子ども・子育て支援に関連する事業につきまして調査を実施いたしたく、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 調査事項

(1) 子育て支援事業計画(平成27~31年度)事業調査票の作成

子ども・子育て支援に関連する事業について、次世代後期計画に位置付けられている事業については「事業一覧表(別添1)」に必要事項を追加及び記載内容の修正等を行ってください。

また、新たに子育て支援事業計画期間中に実施が想定される事業や次世代後期計画に位置付けられていない既存事業で新たに子育て支援事業計画に位置付けることができる事業については「事業調査票(別添2)」を作成してください。

詳細は、それぞれの記載例をご参照ください。また、次世代後期計画の体系については「後期行動計画概要」にてご確認ください。

(2) 各課とのヒアリング

必要に応じて事業所管課の担当者とヒアリングをさせていただきます。当該日程に

つきましては、別途調整させていただきます。

2 作成要領

「事業一覧表（別添1）」及び「事業調査票（別添2）」ともに、Yドライブ/07 子育て支援部/★（27-31年度）子育て支援事業計画事業調査票に保存してあります。

上書きはせずに、それぞれコピーの上、完成したものを各部のフォルダに保存してください。その際、ファイル名の末尾に「〇〇課」などと所管課名を表示してください。

3 提出期限

5月23日（金）までにお願いいたします。

保存が完了した場合、担当者までメールにて連絡いただくと助かります。

また、該当がない場合も、お手数ですが、該当がない旨のメールをお願いいたします。

4 担当者

子育て支援部

育成課 制度改革担当係 谷口/小野塚 内線2445



※上のイラストは、子ども・子育て支援新制度の広報啓発活動のため
内閣府が作成したシンボルマークです